

政策の名称 (日本語)	新型コロナウイルス感染による肺炎に対応し、中小零細企業の着実かつ健全な発展の支援のための若干の措置に関する陝西省人民政府弁公庁の通達
政策の名称 (中国語)	陕西省人民政府办公厅关于印发应对新冠肺炎疫情支持中小微企业稳定健康发展若干措施的通知
政策原文 (中国語)	http://www.shaanxi.gov.cn/gk/zfwj/161052.htm
概要	陝西省の中小零細企業の操業再開に対するコスト削減、雇用の安定化、融資緩和などにかかる支援策。

表 「新型コロナウイルス感染による肺炎に対応し、中小零細企業の着実かつ健全な発展の支援のための若干の措置に関する陝西省人民政府弁公庁の通達」の主な内容

1. 操業・生産の再開を秩序よく推進	<ul style="list-style-type: none"> 各級政府は属地化管理の原則に従い、中小企業が操業・生産の再開において遭遇した困難を解決し、重大事項に対して、「特別なケースは特別に扱い」、「急なケースは緊急で扱う」ことについて、フローを簡易化し、審査を高速化する。 企業が過剰に生産する感染対策用重点医療物資について、すべて政府が包括的に調達し、買い上げる。
2. 税金負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 国が確定した感染拡大防止のための重点保障物資生産企業リストにアップされた企業が、生産能力拡大のために新規購入した設備について、主管税務部門に一括損金算入を申請し、月単位で主管税務部門に増值税増量繰越税額の全額返還を申請できる。 国家発展改革委員会または工業情報化部が確定する感染拡大防止重点物資の輸送を手がける企業、公共交通輸送、生活サービス、郵便・速達を手がける企業は、主管税務部門に対応する収入にかかる増值税の免除を申請できる。 医療・衛生機関と物流企業が感染拡大防止と感染対策用重点物資の輸送に使用する車両について、感染対策活動指導グループおよび応急指揮部の関連証明資料をもとに、主管税務部門に 2020 年車両船舶税の免除を申請できる。すでに納付済の場合は、税還付または翌年度税金の代納を申請できる。感染拡大防止期間の車両通行費免除に関する交通運輸部の政策を厳格に実施する。 観光、宿泊、飲食、エキシビション、商業・流通、交通運輸、教育研修、文芸・演劇、映画・劇場など、感染症流行の影響が大きな産業・企業について、主管税務部門に水利建設基金と身体障礙者就業保障金の免除を申請できる。 感染症流行により企業に深刻な損失を被り、正常な生産・経営に重大な影響を受け、不動産税、都市土地使用税の納付が確実に困難となった企業は、主管税務部門に納付困難を理由とする税金減免を申請できる。著しい困難があり、期日までに納税できない企業について、企業が主管税務部門に対し、3 カ月を限度とし、法により納税の延期を申請する。

3. 企業の賃料を減免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有資産系の経営用不動産を賃借する中小零細企業は、2020年2月の賃料を免除し、3~4月の賃料を半減する。 ・ 感染症流行期間に中小企業の賃料、標準工場賃料、物件管理費の減免を与えた県域工業集中区、零細企業起業・イノベーション基地、中小企業特色媒体について、省の中小企業発展特別資金から10万元を限度とする一括賞金を支給する。 ・ 省以上のテクノロジー企業インキュベーター、ハッカースペース、大学のテクノロジーパークなどのインキュベーターがインキュベーションを受ける企業の事務、実験、研究、生産用不動産の賃料を減免することを支持し、テクノロジー発展特別資金から、賃料の10%を補助金として削減する。現地の政府は、適切な方法で補助金を支給することができる。
4. 企業支援・雇用安定政策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止期間中、リストラをしない、またはリストラ率が前年度の全国都市調査の失業率よりも低い保険加入企業（後進的な生産能力を破棄した企業、ゾンビ企業を含まない）について、失業保険を就業安定後に返還する割合を前年度の実際の納付額の50%から60%に引き上げる。 ・ 困難な企業の就業安定後の返還条件を満たす場合、返還基準は、6カ月間の現地の1カ月/1人あたりの失業保険金と前年末の失業保険加入人数をもとに確定する。 ・ 30人以下の零細企業が、失業保険金を法により満額納付し、かつリストラ率が企業の従業員総数の20%を超えない場合、3カ月分の失業保険金を就業安定後に返還する。
5. 信用貸付支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小零細企業貸付金のカバレッジの拡大について、企業への「初回貸付率」と信用貸付金の割合を高める。通年の中小企業の信用貸付残高が前年同期の残高を上回るようにし、一般特恵零細企業向け貸付金の前年比伸び幅が各種貸付金の前年比伸び幅を下回らないようにし、国有大型銀行の一般特恵零細企業向け貸付金は20%を下回らないようとする。 ・ 感染症流行により一時的に経営が困難になった中小零細企業について、貸し剥がし、貸付中止、貸付延滞をせず、感染症流行の影響による被害が大きい中小零細企業が満期での皆済が難しい場合、期間延長または貸付継続をし、零細企業の不良貸付金の許容度を適度に高めることができる。
6. 融資コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出基準金利（LPR）を通じて中小企業の融資コストを下げ、全省の一般特恵零細企業向け貸付金の総合融資コストを2019年に比べて50bp下げる政策の実現を保証する。 ・ 感染症流行の影響を受け、返済が著しく困難な中小企業について、各大型銀行がもとの貸付利率の水準から10%下げるなどを推奨する。 ・ 省の感染拡大防止の重点中小零細企業の「ホワイトリスト」制度を構築し、リスト内の企業の貸付利率を中小企業の貸付金の平均利率の水準からさらに50bp下

	<p>げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国感染拡大防止重点保障リストに組み入れられた中小零細企業について、中央財政から、企業が実際に得た貸付利率の 50%を割引する政策を行い、割引期間は 1 年を限度とする。
7. 信用保証支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> 政府系信用保証機関は、感染症流行の影響による被害が大きい中小零細企業について信用保証費用を減免する。そのうち、1 利用者あたりの信用保証金額が 500 万元以下の零細企業から受け取る信用保証料率を 1%以内まで下げ、1 利用者あたりの担保金額が 500 万元を超える零細企業から受け取る信用保証料率を 1.5% 以内まで下げる。 省の再担保会社のうち、感染症流行の影響が大きな産業の信用保証事業について、反対保証状の要求を取り消し、信用保証および再担保費用を下げる。
8. 企業の技術改造の支援	<ul style="list-style-type: none"> 重要度と緊急度に応じて、感染対策用物資の生産企業を、優先支援、重点支援、適度支援の 3 つに分け、段階的に実施する。 生産経営許可証と製品登録証をすでに取得した事業を優先的に支援し、2 月末までに技術改造が完了し、生産・実用化を達成でき、生産した医療物資を省の感染拡大防止対応指導グループにより統括的に分配した企業を優先支援の対象とし、その浄化システムの改造および設備投資に対して 50%の補助金を支給する。 3 月末までに生産能力の拡張、構築が完成する見通しで、関連する許可証、製品登録証を取得した企業を重点支援の対象とし、その浄化システムの改造および設備投資に対して 500 万元を限度として、30%の補助金を支給する。 3 月末以降、生産能力の拡張、構築が完成し、関連する許可証、製品登録証を取得した企業を適度支援の対象とし、その浄化システムの改造および設備投資に対して 500 万元を限度として、10%の補助金を支給する。
9. 中小零細企業への資金清算を強化	<ul style="list-style-type: none"> 感染症流行期間中、政府部门と所属機関、国有企業は、理由を問わず、中小零細企業への資金を滞納してはならず、自発的かつ遅滞なく、各種の未払金を満額支払わなければならない。 商業引受手形の方式で決済期間を引き延ばすことを固く禁じ、契約金を繰り上げて償還し、新しい滞納を生み出さないことを推奨する。 中小零細企業に対する残りの借金の皆済を強化し、年末までに齟齬なき滞納金を確実に皆済する
10. 企業向けサービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 省中小企業発展促進活動指導グループ弁公室は、感染症流行対応合同会議制度を構築し、措置の実施を指導する。 省中小企業発展促進センターは、全省の中小零細企業の運営に対するモニタリングと評価を行うとともに、関連政策への質疑応答を徹底する。 全省各級の中小企業向けサービスプラットフォームは、プラットフォーム上の各

	<p>種サービス機関の操業再開を早急に実施し、プラットフォーム及び各種機関の連絡者がインターネット上に公示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症流行により、中小零細企業の信用格付けにマイナスの影響が生じた場合、当面は信用格付けを下げない。すでに信用を失墜した主体の感染拡大防止分野の企業について、信用回復の特例措置を開設する。
11. 企業の権利保護と法律援助を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各級の中小企業公共サービスプラットフォームは、苦情受付窓口を設置し、企業が報告する問題を収集・集計し、主管部門に速やかに報告する。 ・ 全省各級の工業情報化部、財政部、税務部、市場監督管理部等の部門は、感染拡大防止の公証事項手続にかかる手引きを公布し、司法部門は法律援助の特例措置を開設する。
12. 宣伝・誘導を強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府のウェブサイト、ラジオ・テレビ放送メディア、紙メディア、ショートメッセージ、携帯電話アプリなどのさまざまな形式を利用し、感染対策による中小零細企業の困難緩和に関する政府の政策を広く宣伝し、中小零細企業が固く自信を持ち、難関を克服するよう誘導する。

(出所) 陝西省政府の発表を基にジェトロ作成